欧米主要国における近年の税制改革の動向

石黒　真理

Ⅰ．はじめに

アメリカに端を発する先行き不透明な世界各国間での貿易交渉，イギリスのBrexitをはじめとする政治の不確定性（policy uncertainty），中国経済の減速等により，堅調だった世界経済の成長率は，一部の先進国や途上国を中心にやや鈍化している。こうした政治・経済状況の中，主要先進国は，近年に比べ，拡張的財政政策をとっている。

財政赤字はアメリカ，フランスでは拡大する見込み。財政再建は引き続きの課題であり，さらに，政府の「格差の是正」に向けた取組に対する各国の納税者の目は依然として厳しい中で，主要先進国においても，力強い経済成長の実現と着実な財政再建を模索しながら，慎重な税制改正が求められている。

2017年のトランプ大統領の税制改正では，雇用の創出，より簡素で公正な税制等が柱とされ，連邦法人税率の引下げ，個人所得税率の引下げ及び控除の見直し等が行われ，大幅減税となった。一方で，利子控除制限制度の見直しや税源浸食・濫用対策税の導入等により細かな増収措置が講じられていた。大規模な減税改革と謳われつつも，原則赤字を拡大させないという議会のルールに従い，実際にはその改正の多くが2025年までの時限措置となっていた。その後，中間選挙前の2018年９月頃に，特に中所得者層の支持拡大を念頭に，個人所得税の減税の恒久化などを目指す税制改革第２弾が下院歳入委員会から発表された。中間選挙で議会がねじれの状態になり，税制改正法案はいったん廃案となり，元の案の一部を含む新たな法案が現在審議されている。当該法案は，家計の貯蓄の促進を柱に据えたものとなっている。

イギリスではBrexitを巡り一連の政治的混乱は収まっていないが，好調な景気を背景に，安定的なインフレ上昇とそれに伴う賃金の増加により，経済成長が見込めると政府は予測。また，2019年３月時点の政府見通しによれば，緩和的金融政策に後押しされた世界的低金利により，財政が改善するとの見通しを示している。そうした中，個人所得税の基礎控除の引上げや企業の設備投資に係る年間投資控除額の引上げ等の減税政策をとる一方で，2020年から特定の電子ビジネスを行う大手デジタル企業の英国での収入に対し２％の課税を行うデジタル・サービス・タックス（DST）を導入する予定。

ドイツは2010年以降続いている好調な民間消費を背景に経済成長がプラスに続いており，財政収支も黒字を維持。新規国債の発行を2023年までは発行しないことを財政計画に規定している。もっとも，好調な経済でありつつも，2018年後半は，新たな自動車の排ガス規制の問題や弱い外需等を背景に実質GDP成長率が鈍化。こうした中，低・中所得層を念頭に児童手当及び児童控除の引下げや所得税の累進の緩和，連帯付加税の一部撤廃など，2021年には，直近の10年で最大の減税となる規模の減税政策を実施する予定。

フランスのマクロン大統領は，2017年予算法において，選挙公約を踏襲し，家計の購買力を取り戻し，企業の投資と雇用を促すため，金融所得の単一税率の導入や住居税の段階的廃止，法人税率の引下げ等の大幅な減税措置を講じる一方，一般社会税（CSG）の税率引上げや環境に配慮する観点からたばこ税の税率引上げや燃料課税の税率引上げ（2018年１月から実施予定（当時））等の増税を規定した。しかし，歳出削減を含む痛みを伴う改革や富裕層・大都市を優遇しているとの批判から政権の支持率は低下。2018年11月以降燃料税引上げ計画への抗議に端を発して始まった「黄色のベスト運動」などにより，2019年予算法は修正を迫られた。当初から2019年予算法は大規模な減税と見せつつも，その中身の多くは2018年改正時に定められていた内容を踏襲したものとなっていた。唯一の主要な増税項目であった環境問題への対処のための燃料税の引上げも，「黄色のベスト運動」を踏まえ，凍結となった。「黄色のベスト運動」対処のため，マクロン大統領は，2018年12月に経済社会緊急対策を表明し，その財源にも活用すべく，デジタル課税について実施する方針が示されていた。その後，2019年３月にデジタル大企業課税法案が閣議後，議会に提出され，同年５月に「企業成長転換行動計画法案」にて，成立した。

以上のような諸外国の状況を踏まえ，欧米主要国における直近の動向（2019年５月末）を概観する。

Ⅱ．米国

Ⅰ．近年の税制改正等をとりまく環境

１．政治

2016年11月８日に実施された大統領選挙を経て，2017年１月に共和党のトランプ大統領による新政権が発足した。トランプ大統領は，就任以降，「米国第一主義」，「米国を再び偉大にする」との方針の下，移民制度改革や税制改革，インフラ投資等の政策を通じ，強い経済の実現等に向けて取り組んできた。2018年11月には，発足からのトランプ政権の成果が問われる２年に一度の中間選挙の結果，上院では引き続き，共和党が多数派となったものの，下院では，民主党が多数派

を占め，議会上院・下院の多数派が異なる「ねじれ」の状態となった。今後は，特に党間で対立がある分野においては，法案の成立が困難な状況となっている。

【表１．米国連邦議会上下院の議席数（2019年６月現在）】

	連邦議会下院 （435議席）※欠員２議席	連邦議会上院 （100議席）※独立系２議席
民主党	235議席	45議席
共和党	198議席	53議席

２．経済

2018年２月に公表された「2019年度予算教書」では，3.0％と見込まれていた2018年実質GDP成長率が，実際は，前年比＋2.9％となり，前年（同＋2.2％）から加速した。その主な内訳をみると，個人消費は前年比＋2.6％（前年：同＋2.5％）と個人所得税率の引下げもあって実質可処分所得が増加していることを背景として，増加が続いている。また，民間設備投資は全体では前年比＋6.9％（前年：同＋5.3％）となった。国際収支をみると，貿易・サービス収支は▲6,277億ドルと前年（▲5,501億ドル）から赤字幅が拡大した。経常収支全体でも▲4,885億ドルと前年（▲4,491億ドル）から赤字幅が拡大した。雇用情勢では，失業率は通年平均で3.9％と，前年（4.4％）からさらに低下した。物価情勢については，PCE総合及びPCEコアデフレーターがともに2018年３月以降，前年比２％付近で安定していた。

なお，2019年３月にトランプ大統領が公表した「2020年度予算教書」における経済見通しによると，2019年の実質GDP成長率は3.2％，失業率は3.6％と見込まれている。

３．財政

2018年２月に公表された大統領予算教書（2019会計年度）では，2028年度までに財政収支対GDP比を▲1.4％に削減し，その後，2039年度までに均衡化するとともに，2029年度以降，2043年度までに債務残高対GDP比を40％に削減するという見通しが示されていた。

その後，2017年12月の税制改革法の成立に伴う歳入減や国防費・インフラ投資支援などの歳出増も見られる中，2019年３月に公表された直近の大統領予算教書（2020会計年度）では，今後10年間でベースライン比▲2.8兆ドルの歳出削減策等を講じることによって，2034年度までに財政収支を均衡化し，2039年度までに債務残高対GDP比を45％に削減するという見通しを示している。

Ⅱ．税制改正の内容

１．2017年税制改革法

トランプ政権においては，2017年12月22日に，雇用の創出や，より簡素で公正な税制等が主な柱とされた税制改革法を成立させた。

この税制改革法では，まず，個人所得税については，制度を簡素化しつつ，所得税負担の軽減を図る観点から，個人所得税率の引下げや多くの控除について見直しが行われた。個人所得税率については，10％から39.6％の７段階の税率となっていたものについて，最高税率が引き下げられ，新たな税率は10％，12％，22％，24％，32％，35％，37％の７段階となった。また，従前，納税者本人や配偶者，被扶養者を対象に一人当たり4,050ドルの人的控除が認められていたが，この控除は，概算控除に統合されることとなり，その分，概算控除は，単身者で6,350ドルから12,000ドルまで拡大された。加えて，児童税額控除についても，従前の児童一人あたり1,000ドルから2,000ドルに拡大された。さらに，児童以外の扶養者一人につき500ドルの税額控除が認められることとなった。このほか，概算控除との選択で適用が認められている項目別控除についても，州・地方税に係る控除，住宅ローン利子控除等の一部項目についての縮小又は廃止を含む改正が行われている。

なお，これら所得税関連の改正事項の多くは，2025年末までの時限措置とされており，遺産税及び贈与税についても，同じく2025年末までの間，基礎控除が従前の548万ドルから倍増する措置が講じられている。

また，法人税に関しては，米国経済の活性化や雇用の創出を図る観点から，一部の租税特別措置の廃止や縮減等による課税ベースの拡大と併せて，連邦法人税率が35％から21％へ引き下げられた（地方法人税（カリフォルニア州）を含めた実効税率は，40.75％から27.98％へ引下げ）。また，減価償却

【表２：米国「2020年度予算教書」における名目GDP等の予測】

（単位：名目GDPは10億ドル，その他の項目は％）

暦年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
名目GDP	20,497	21,565	22,694	23,851	25,061	26,330	27,665	29,050
名目成長率	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0
実質成長率	2.9	3.2	3.1	3.0	3.0	3.0	3.0	2.9
CPI上昇率	2.5	2.1	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
失業率	3.9	3.6	3.6	3.7	3.9	4.0	4.1	4.2
長期金利	2.9	3.4	3.6	3.8	3.8	3.7	3.7	3.7

（出所）米国行政管理予算局（OMB）「2020会計年度大統領予算教書」

【図１．米国財政指標の推移】

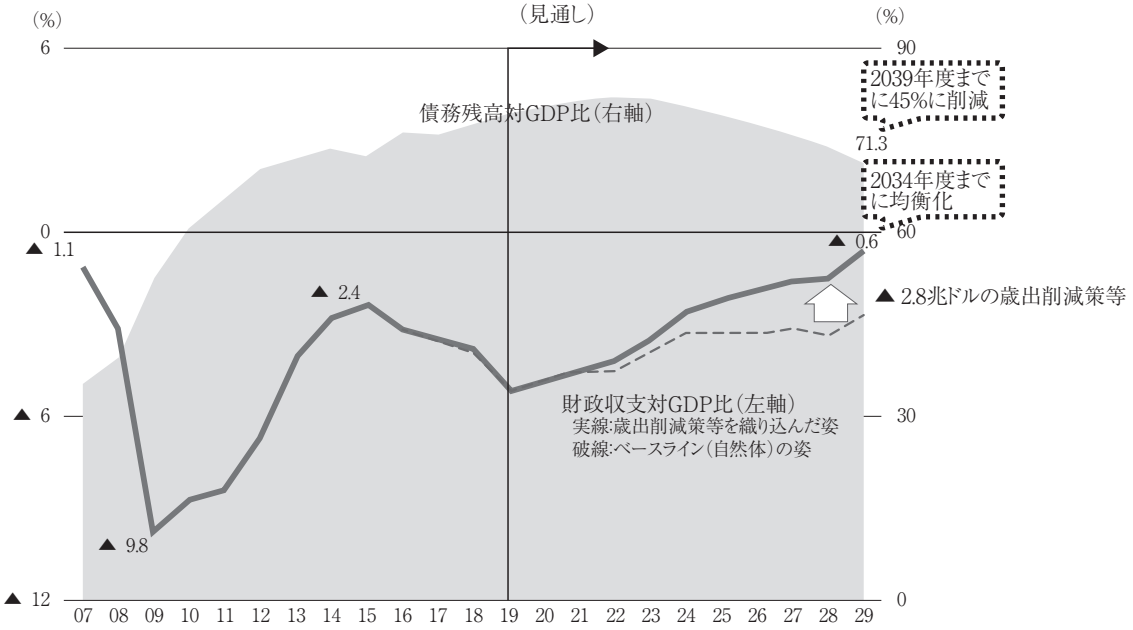

（出所）米国行政管理予算局（OMB）「2020会計年度大統領予算教書」
（注１）米国の会計年度は，前年10月から当年９月まで（2020会計年度は，2019年10月から2020年９月まで）。
（注２）財政指標については，連邦政府ベース。また，債務残高については，政府保有分を除く。

に関して，2017年９月28日以降2022年末までに取得かつ事業の用に供された一定の固定資産については，100％の即時償却が可能となるが，2023年以降段階的に縮小されることとされている。他方，今回の改正において，アーニング・ストリッピングルールと呼ばれる利子控除制限制度については従前の条項が廃止され，新たな条文が創設されることとなった。その結果，調整後課税所得の30％を超える部分について損金不算入となり，従前設けられていた負債資本比率による適用除外要件は廃止された。このほか，多数の項目において，細かな増収措置が講じられている。

国際課税の分野では，全世界所得課税から領域主義課税に原則的に移行することに伴い，外国子会社からの受取配当についてその全額を益金不算入とされたことに加え，移行措置として，1986年以降に国外で稼得・蓄積された資産に対し，一度限りで，現金性資産に対しては15.5％，それ以外の資産に対しては８％の課税を行うこととされた。また，租税回避への対応策として，外国子会社の無形資産から生じる所得について課税の強化が図られるとともに，新たに税源浸食・濫用対策税（BEAT: Base Erosion and Anti-abuse Tax）の導入等が盛り込まれた。

加えて，今回の改正には，オバマケアに関する改正も含まれており，従前，課されていた保険加入義務に対する罰金が廃止され，これは2019年以降の恒久措置とされている。

２．その後の動向

（2017年税制改革法の影響等）

2019年３月に公表された米国大統領経済報告（注１）においては，税制改革は，設備投資，家計所得の増加，対外投資から国内投資へのシフト等，期待どおりの効果をもたらしているとし，税制改革やその他の政策の効果により，今後も３％程度の成長が続くとの見通しが示された。具体的には，設備投資計画が修正され，設備投資は2018年第３四半期までに年率８％の伸びを示したとしている。また，600万人の労働者が税制改革に起因して賞与を受給し，家計の実質可処分所得は2018年第３四半期にはこれまでの傾向を640ドル上回る水準まで増加したとされた。加えて，対外直接投資が減少し，米国企業は2018年の第３四半期で6,000億ドルの海外所得を国内に還元したとしている。

一方，2019年５月の議会調査局（CRS）のレポートによると，議会予算局（CBO）（注２）は2018年４月に，2018年の実質GDP成長率を3.3％と予測していたが，実質GDP成長率は2.9％と予測よりも小幅となり，投資についても大きく増加したものの，税制改革が長期的な成長にどれほどの影響を及ぼしたかについては疑問を投げかけるとの報告がなされている。議会予算局（CBO）は，税制改革後の最初のベースライン改訂時（2018年４月）に，2018年度に，同法により個人所得税が約650億ドル，法人所得税が約940億ドル，その他で約30億ドル減少し，合計約1,630億ドルの減収となると見込んでいたが，実際は，法人税収は予測より約400億減少となったが，個人税収は予測を上回り，全体の減収額は予測とはほぼ同じ水準で約90億ドルの減少となった。また，2017年から2018年の間の，平均的な法人実効税率（税額を利益で除した値）は23.4％から12.1％に低下し，個人所得に対する個

人所得税の割合は9.6％から9.2％にわずかに低下した。また，議会調査局によると，2018年には，前年と比較して多くの資金が還流したが，海外からの投資フローが大幅に増加したことを示すデータは存在しない。また，減税や還流分の収入による大幅な自社株式の買戻しに向けられたことを示す証拠はあるものの，一部の企業が発表したような労働者の賞与支払いにはほとんど向けられていない状況にあるとされている。

（注１）米国大統領経済報告：当面の経済情勢に関する判断を示す大統領経済諮問委員会（CEA）年次報告と一体のものとして議会に提出される報告書であり，経済情勢や政権の経済政策に関する分析等が行われる。一般教書，予算教書と並び三大教書の一つ。

（注２）議会予算局（CBO）：1974年議会予算法に基づいて設置された議会の附属機関。中立的・非党派的な立場から分析を行う。

（税制改革第２弾について）

2017年末に成立した税制改革法に続く「税制改革第２弾」についての法案が2018年９月に公表された。税制改革第２弾は３つの法案で構成され，概要については以下のとおり。

＜第１の法案＞中間層及び小規模ビジネスに対する減税の確保（恒久化）

2017年末の税制改革法で2025年までの時限措置とされていた個人所得減税等について一部を恒久化。合同租税委員会によると，2019年度から2028年度までの10年間で総額6,309億ドルの減収の見込み（実質的には2026年以降の３年間）。主な具体策は以下のとおり。

・個人所得税の税率構造の見直しの恒久化【▲5,217億ドル】
・児童税額控除の拡大の恒久化【▲2,073億ドル】
・地方税控除の上限設定（１万ドルまで）の恒久化等【＋3,178億ドル】
・パススルー課税対象小規模ビジネスの事業所得控除（20％）の創設の恒久化【▲1,790億ドル】

＜第２の法案＞家計の貯得促進【▲210億ドル】

⑴退職貯蓄の見直し（小規模企業同士の提携により，401(k)プランの創設を容易化等）や，⑵USA（Universal Savings Account）の創設（年間2,500ドルまで拠出可能。401(k)口座等と異なり，一定年齢前の引出しに罰金かからず）など，家計がより早く，より多くの貯蓄を行えるような体制を整備することを提案。

＜第３の法案＞新規起業の促進【▲54億ドル】

新規企業は起業費用を即控除可能（上限２万ドル）とするほか，直ちに控除できなかった費用については180ヶ月間（15年間）で償却可能とする法案。

これらの法案は同年９月末に下院本会議で可決されたものの，上院は通過することなく，2018年末の第115議会の閉会とともに廃案となった。

なお，2019年５月末には，第２の法案の一部を含む家計の貯蓄促進に関する新たな法案が下院を通過している。

Ⅲ．英国

Ⅰ．近年の税制改正等をとりまく環境

１．政治

2016年６月，英国の欧州連合（EU）残留・離脱を問う国民投票が実施され，これに離脱派が勝利したことを受け，残留を訴えるキャンペーンを展開していたキャメロン首相（当時）が辞任し，同年７月に，同じ与党保守党のメイ内相（当時）を首班とする新内閣が成立した。メイ内閣は，EU離脱に向けたプロセスを進める中で，経済の安定を第一とし，税制面でも，法人税率の段階的な引下げをはじめとするキャメロン政権の基本政策を継承する方針を示した。

2017年６月，メイ首相は，EU離脱交渉の本格開始を前に下院の繰り上げ総選挙を実施したが，この選挙において，保守党は第一党を維持したものの，改選前の330議席から318議席（当時）へと議席を減らし，単独過半数割れとなった（過半数は326議席）。このため，保守党は民主ユニオニスト党（DUP）の協力を得ることによって，第２次メイ内閣を発足させた。

2017年10月以降，下院議員の過去の不適切な行為が相次いで明らかとなり，閣僚の辞任が続いたことを受け，メイ首相は2018年１月に内閣改造を実施し，政権の中枢閣僚を維持しつつ，若手の登用を図った。

EU離脱に向けたプロセスに関しては，2017年１月にメイ首相が単一市場からの離脱を含むEU離脱の方針に関する演説を実施し，英国政府は同年３月に，EU条約（リズボン条約）第50条に基づき，EUに対して正式に離脱の意思を通知した。その後，同年６月より英国･EU間での交渉が開始され，2018年11月には交渉官レベルの合意に至ったものの，2019年１～４月における英国下院議会では離脱協定が否決され，EU臨時首脳会議において10月31日まで期限の再延期が決定された。このような状況の中，状況の妥結を図ったメイ首相は離脱についての再度の国民投票の容認を表明したことにより，離脱を求める与党保守党内でも急速に支持を失い，同年６月７日に保守党党首の辞任に追い込まれた（次期党首が決まるまでは首相を続投）。今後，同年７月下旬には保守党の新党首が選ばれる予定であり，10月31日の離脱が「合意ある離脱」･「合意なき離脱」･「離脱の撤回」いずれの方向になるのか注目が集まっている。

【表３：英国政党別の上下院議席数】

	保守党	労働党	スコットランド国民党（SNP）	Change UK	自由民主党	民主ユニオニスト党（DUP）	その他	合計
下院（庶民院）	313	246	35	11	11	10	24	650

	保守党	労働党	クロスベンチ（中立）	自由民主党	その他	聖職者	合計
上院（貴族院）	244	185	184	96	44	26	779

※上記の下院（定数650議席）及び上院（定数なし）における各党の議席数は，2019年４月時点。

【表４：英国実質GDP成長率の推移（対前年比）】

（単位：％）

	2017年度（実績）	2018年度（見通し）	2019年度（見通し）	2020年度（見通し）	2021年度（見通し）	2022年度（見通し）	2023年度（見通し）
2019年３月（春季演説）	1.8	1.4	1.2	1.4	1.6	1.6	1.6
2018年10月（秋季予算）	1.7	1.3	1.6	1.4	1.4	1.5	1.6
変化幅	［0.1］	［0.1］	［▲0.4］	［0.0］	［0.1］	［0.1］	［0.0］

【表５：英国財政に係る諸指標の推移（対GDP比）】

（単位：％）

	2017年度（実績）	2018年度（見通し）	2019年度（見通し）	2020年度（見通し）	2021年度（見通し）	2022年度（見通し）	2023年度（見通し）
財政収支	▲2.0	▲1.1	▲1.3	▲0.9	▲0.7	▲0.6	▲0.5
構造的財政収支	▲2.0	▲1.2	▲1.3	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5
純債務残高	84.7	83.3	82.2	79.0	74.9	74.0	73.0

※数値は2019年春季財政演説で公表されたもの。

２．経済

「経済財政見通し」（2019年３月財政責任庁）及び「春季財政演説」（2019年３月財務省）では，英国経済は６年連続で成長しており，更に前回の見通しを上回る見込みと予測。今回の見通しでは，2019年３月末にEU離脱をするという前提のもとで，2018年の経済成長率は1.4％（前回見通し時1.3％），2019年は1.2％（同1.6％）と下方改定するも，2020年は1.4％と見通し改定はせず，2021年は1.6％（同1.4％），2022年は1.6％（同1.5％）と上方改定された。2023年は1.6％と見通し改定はされていない。

雇用面については，2010年以降，労働者は350万人以上増え，無職世帯の数は100万人少なくなり，英国のすべての地域において雇用が増え失業率が低くなっている。失業率4.0％は1975年以来の最低水準。賃金はここ10年で最速のペースで上昇，インフレよりも速いペースで成長し続けると予測している。

３．財政

「経済財政見通し」（2019年３月財政責任庁）及び「春季財政演説」（2019年３月財務省）では，好調な税収を背景に，2018年度の財政赤字（公的部門）は，前回見通し（2018年10月の予算書発表時）より27億ポンド低い228億ポンドと見込んでいる（財政収支（公的部門）対GDP比▲1.1％）。今後の見通しで，財政赤字（公的部門）は，世界的な低金利等により，2019－20年の293億ポンドから減少，2023－24年には135億ポンドとなる見込で22年ぶりの最低水準となっている。

また，2018年の構造的財政収支（公的部門）は前回見通しより0.1％低い対GDP比▲1.2％となり，2020年度までに▲２％以内とする財政健全化目標を２年前倒しで達成できる見込みとなっている。これを受けて，予算面では，公共サービスへの支出で2010年の支出見直しで発表された年間３％減，2015年でも年1.3％減とこれまで長く必要とされてきた緊縮財政も今後の支出見直しで終結する見込み。国民保険サービス（NHS）を第一に位置付け，年末までに年間340億ポンドの追加資金の発表を予定している。

Ⅱ．税制改正の内容

１．概要

2018年10月に公表された2018年秋季予算は，英国の人々の

【表６：英国2018年秋季予算における増減収見込み】

（単位：10億ポンド）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
歳出	＋2.0	＋10.9	＋13.4	＋17.9	＋23.7	＋30.5
税収	▲0.3	▲4.2	▲1.0	0.3	▲0.1	▲0.0
財政収支	▲2.3	▲15.1	▲14.4	▲17.6	▲23.5	▲30.6

※合計の値については，四捨五入の関係で，歳出カットと税収増の和と一致しない場合がある。

勤勉さに対して報いるものであり，長期的な経済成長を支え，英国経済の強い基盤を提供するものであるとしている。このうち税制については，公正で持続可能な税制の持続のために，人々の働き方や事業の変化の仕方を反映して，誰もが公正な税金を払い続け，人々が得られるべき利益をより多く得ることができるようにしていくことを目指すとの方針が表明されている。

２．主な税制関係の改正事項

2018年秋予算で示された主な税制関係の改正事項は，以下の通り。

個人所得課税関係

○　勤労世帯を支援するため，現行11,850ポンド（約173万円）の基礎控除額を，2019年４月より12,500ポンド（約183万円）に引上げ。同じく勤労世帯を支援するため，現行46,350ポンド（約677万円）に設定されている，40％の税率（higher rate）の適用が開始される所得額（基礎控除適用前）を，2019年４月より50,000ポンド（約730万円）に引上げ。

【2019年度増減収：▲27.9億ポンド（約4073.4億円），計：▲95.6億ポンド（約１兆3,958億円）】

※英国の所得税率は，20％，40％，45％の３段階。

※2016年春季予算において，2020年までに基礎控除額を12,500ポンド（約186万円）に，40％税率適用開始所得額（基礎控除適用前）を50,000ポンド（約745万円）に，それぞれ引き上げる方針が示されており，上記はこれを踏まえたものであるが，計画より１年前倒しされた。なお，両者とも2020年度も同じ額が維持される予定であり，その後は消費者物価指数（CPI）に合わせて引き上げる見込みである。

○　若い世代の貯蓄等を支援するため，2017年４月に15,240ポンド（約227万円）から20,000ポンド（約298万円）まで引き上げたISA（個人貯蓄口座）の限度額を維持するとともに，消費者物価指数（CPI）を加味し，子供向けのジュニアISA（Junior ISAs）の限度額を，現行の4,260ポンド（約62万円）から4,368ポンド（約64万円）に引上げる。

法人所得課税関係

○　投資促進の目的から，2019年１月より2020年12月までの間，工場や機械への設備投資について，年間投資控除額（Annual Investment Allowance）を20万ポンドから100万ポンドに引き上げる。

【2019年度：▲6.0億ポンド（約876億円），計：▲7.6億ポンド（約1,110億円）】

○　上記同様に投資促進の目的から，2018年10月29日以降に建築作業が始まった適格事業用資産につき２％の原価償却を認める新たな制度を導入（Structures and buildings allowance）。

【2019年度：▲1.7億ポンド（約248億円），計：▲19.1億ポンド（2,789億円）】

○　特定の電子ビジネスを行う大手デジタル企業の英国での収入に対し２％の課税を行う，デジタル・サービス・タックス（DST）を2020年４月から導入する（2020年財政法で規定予定）。現在検討中の内容として，３つの対象デジタル・ビジネス（①サーチエンジン，②ソーシャルメディア・プラットフォーム，③オンライン・マーケットプレイス）が英国ユーザーの参加を活用して得た収入に対し２％の課税を行う。納税義務者は，対象ビジネスによる全世界収入が年間５億ポンド以上の企業で，かつ英国内での関係する収入が2,500万ポンド以上の企業である。

【2019年度：▲0.05億ポンド（約７億円），計：14.5億ポンド（約2,117億円）】

※なお，英国の法人税率は19％（Ｇ20諸国の中で一番低い税率）。2015年夏季予算では，2020年４月より同税率を18％に引き下げることとしていたが，2016年春季予算において，引下げ幅を17％まで拡大することとされている。

間接税関係

○　全てのたばこ製品の税率の引上げ（今議会の会期終了までに小売物価指数（RPI）インフレ率＋２％超。なお，紙巻きたばこについては追加で＋１％引上げ）。

【2019年度：0.05億ポンド（約7.3億円），計：0.25億ポンド（約36.5億円）】

○　燃料税の９年連続での引上げ凍結。

【2019年度：▲8.4億ポンド（約1,226億円），計：▲44.2億ポンド（約6,453億円）】

○　アルコール諸税の引上げ凍結。

【2019年度：▲1.6億ポンド（約234億円），計：▲9.6億ポンド（約1,402億円）】

※たばこ税について，加熱式たばこは，現在税率ブラケット上「その他のたばこ」に分類されているが2019年７月より「加熱式たばこ」の税率ブラケットが設けられて紙巻たばこと同様の課税に変更される予定（１kgにつき125.20ポンド→1,000本につき228.29ポンドの課税に変更予定）。

※アルコール諸税について，りんご酒・なし酒（アルコール6.9％から7.5％）につき，１ヘクターリットル当たり50.71ポンドの新たな税率区分を導入予定

（2019年２月より適用）。

租税回避対策等

○　租税回避や課税誤り等を防止するための諸措置。具体的には，課税対象利益が英国よりも税率が低い国にある事業者に発生するようにして課税逃れをしている企業について，実際に英国事業者から価値の移転がある場合にのみ限定することで租税回避に対応することや，付加価値税の規定の対象となるサービスを明確化することや歳入関税庁（HMRC）の徴収事務について明確化すること等が挙げられている。

【2019年度：2.3億ポンド（約336億円），計：21.1億ポンド（約3,081億円）】

（備考）

・邦貨換算レート：１ポンド＝146円（裁定外国為替相場：平成31年（2019年）１月中適用）。

・上記「主な税制関係の改正事項」の【】内の数値は，2018年秋季予算で示された当該措置による増減収見込み額。「計」は，予算書で示された2018年度から2023年度までの６年間の増減収額の合計値。なお，所得税につきISA関連事項については，それのみの増減収見込額が示されていないため，記載していない。

Ⅳ．ドイツ

Ⅰ．近年の税制改正等をとりまく環境

１．政治

ドイツでは2017年９月に４年ごとの連邦議会選挙が行われ，メルケル首相率いる与党キリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）が多数を獲得した。CDU/CSUは過半数を獲得することはできず，連立政権樹立までには難航した。CDU/CSUは第一党の座を維持したものの，得票率は戦後２番目に低い水準となり，対する社会民主党（SPD）も史上最低の得票率に終わる一方，反ユーロを掲げ，メルケル首相の寛容な難民政策を批判する「ドイツのための選択肢（AfD）」が初めて連邦議会に議席を獲得し，第三党に躍進した。選挙後，SPDはCDU/CSUとの大連立政権の継続を否定していたため，CDU/CSUは自由民主党（FDP），緑の党と政権樹立に向けた事前協議を行ったが，難民問題等について折り合いがつかず，協議は失敗に終わった。その後，フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー大統領による働きかけがあり，2018年１月中旬にCDU/CSUとSPDは連立交渉を開始し，２月７日に連立合意が成立，３月14日に第４次メルケル政権が発足した。

しかし，難民問題による混乱等により，連邦議会選挙後の州議会選挙においても，CDUの支持率低下が目立った。2017年10月15日にニーダ―ザクセン州で選挙が実施されており，選挙では，SPDのバイル州首相が健全な財政運営や福祉政策などの実績を訴え，SPDがCDUを上回り第一党を獲得した。2018年10月14日に行われたバイエルン州議会選挙においてはCDUの姉妹政党で，バイエルン州において活動するCSU及び連立に加わるSPDが揃って大幅に議席を失い，環境政党である緑の党が第二党に躍進し，AfDも議席を伸ばした。また，同28日に行われたヘッセン州議会選挙においてもCDU及びSPDの得票率が大きく後退し，同様に緑の党とAfDが議席を伸ばした。

同29日，バイエルン州，ヘッセン州における相次ぐ大敗を受け，メルケル首相は12月のCDU党大会の党首選に出馬しないことを表明し，CDU党首退任を決断した。一方，首相については本連邦議会会期末の2021年の任期まで務めるとした。同年12月７日にCDUの党首選が実施され，メルケル首相の後継者とも言われるクランプ＝カレンバウアー党幹事長が選出された。

2019年５月26日，５年ごとの欧州議会選挙が実施された。連立与党であるCDU/CSUとSPDは議席数を落とす一方，既存政党への不満を吸収する形で緑の党が躍進する構図に変化はなかった。2019年６月，欧州議会選挙，地方選の結果を受け，連立与党・SPDのナーレス党首が院内総務選挙において，再選を果たしたものの，「職務の遂行に必要な支持がもはや存在しない」と判断し辞任を表明した。同党首は党内の強い反対を押し切りCDU/CSUとの連立政権を成立させた立役者であり，辞任はメルケル政権の瓦解につながる可能性もある。一方で，17日CDU/CSUとSPDによる連立政権委員会は，協議結果を発表し，不動産税の引上げや連帯付加税の廃止，気候変動対策目標の策定，基礎年金の創設などが盛り込まれた。緑の党やAfDが支持を伸ばす中，与党CDU/CSU及びSPDが今後どのように巻き返しを図るのか，政権運営に注目が集まる。

２．経済

2018年第３四半期から，自動車の排ガス規制問題等を背景に，実質GDP成長率は前期比年率▲0.8％，＋0.1％と２期続けて低迷したが，2019年第１四半期は，輸出や個人消費の増加により，同＋1.7％と大幅に加速した。

ドイツでは，欧州経済危機，ウクライナ危機にも関わらず，好調な民間消費を背景に2010年以降プラス成長を維持しており，引き続き安定した成長が見込まれている。失業率はユーロ圏内では非常に低い水準。インフレ率は原油価格下落の影響を受けて，他のユーロ圏諸国同様に低下傾向にあったが，再び上昇が予想されている。また，GDP比７％を超える経常収支黒字を達成しており，IMFや欧州委より，EU域内のバランスの観点から内需拡大を通じた経常収支黒字の縮小が課題であると指摘されている。財政収支においては，EUの定める一つの基準である一般政府財政収支目標（対GDP比▲３％以内）を達成し，2014年以降黒字化している。それに伴い，公的債務残高（対GDP比）は減少が続いている。連立合意では，財政健全化目標として財政収支均衡を堅持し，公的債務残高比（対GDP比）を60％以下まで引き下げることとし

【表７．ドイツ実質GDP成長率等の予測】

	2015	2016	2017	2018	2019E
実質GDP成長率	1.5%	2.2%	2.5%	1.5%	0.8%
インフレ率	0.7%	0.4%	1.7%	1.9%	1.3%
失業率	4.6%	4.2%	3.8%	3.4%	3.4%
経常収支※	8.9%	8.5%	8.0%	7.4%	7.1%
財政収支※	0.8%	0.9%	1.0%	1.7%	1.1%
基礎的財政収支※	1.9%	1.8%	1.9%	2.4%	1.8%
構造的財政収支※	0.8%	1.0%	0.9%	1.3%	0.7%
公的債務残高※	70.8%	67.9%	63.9%	59.8%	56.9%

（出典）IMF World Economic Outlook（2019年４月）
※実質GDP成長率，インフレ率は前年比，その他は全て対GDP比（失業率を除く）。

ており，今後も公的債務残高（対GDP比）は減少が予想される。

３．財政

⑴　2019年度連邦予算案及び中期財政計画のポイント

2018年７月６日に独連邦政府は，2019年連邦予算案及び中期財政計画（2020年～2022年度の３年間分）を閣議決定した。予算措置に関する主なポイントとしては，以下のようなものがある。

○　今般の財政計画の対象年限である2022年度まで，連邦政府は新規国債を発行しない。これにより，政府残高の見通しについては，2002年度以降初めて，2019年度に対GDP比で60％を下回る。その結果，連邦政府は将来の課題に向けた財政余力を確保し，将来世代の負担を軽減し，責任のある堅実な財政運営を実施。

○　投資に対する支出は2019年度から2021年度までの合計で1516億ユーロ計上。５月に閣議決定した基準値から84億ユーロの増額であり，2017年に公表した財政計画と比べると160億の増額。その結果，毎年379億ユーロずつ投資に充てられることとなる。その重点はインフラ，教育，住宅及びデジタル化。

○　とりわけ明確な重点であるのは教育や科学・研究といった分野。教育・研究予算は2019年度から2022年度までの合計で950億ユーロを計上。そのうち，237億ユーロは2019年度予算。2017年度財政計画と比べ，合計40億ユーロの増額。

○　特に低・中所得の家族について可処分所得の増加を目指す。そのため，2019年以降，児童手当及び児童控除を増額。所得税率については，「冷たい累進」（※）解消に向けて是正。さらに，保育所における保育サービスの質を改善し，無償の保育を拡大。そのため，2019年度から2022年度までの合計で550億ユーロを計上。全日制学校のためには，2022年までに合計20億ユーロを計上。

○　人口動態の変化により，年金保険に対する連邦補助金は上昇する見込み。その懸念に対応するため，2021年度以降毎年，20億ユーロ規模で年金積立金への補助金を支出。

※　ドイツではゼロ税率適用限度額を超過した後に比較的急勾配で税負担が増加する累進構造となっており，それを「冷たい累進」と称しており，その累進構造が経済上位用や担税力に相応なものとなるよう，低・中所得者に特に焦点をあてた改革を2016年以降行っている。

本予算について，ショルツ財務相は，次のように述べている。「私は，良好な道路，魅力的な電車，通信速度が速いインターネット，教育及び研究に対し，これまでになく大規模に投資することを計画している。」我々は，追加的な歳出によって社会的な連帯を強化する。我々は，手頃な住宅の価格を確保し，保育サービスや児童手当の拡充及び住宅購入への補助を実施し，家族を強化する。また，治安・維持に向けてより多くの歳出を振り向けることを計画している，「未来志向」・「公正」・「責任感」の奏でる三和音が我々の政策，予算案及び財政計画の特徴である。」

⑵　2020年度予算の基準値（注）の公表

2019年３月20日に独連邦政府は，2020年連邦予算案及び中期財政計画（2021年～2023年度の３年間分）のための基準値を閣議決定した。予算措置に関する主なポイントとしては，以下のようなものがある。

○　経済の状況は引き続き良好。記録的な雇用情勢及び賃金の上昇が力強い内需を生み出している。同時に，経済成長率及び税収の上昇は正常化。そのため，連邦政府は共同で取り決めたプライオリティに沿って予算を投入。プライオリティは未来への投資，社会の連帯の強化，将来の繁栄のための基盤強化。

○　今般の財政計画の対象年である2023年まで連邦政府は新規国債を発行しない。これにより，債務残高の見通しは2019年に引き続き2020年についても対GDP比で60％を下回る見込み。このように，連邦政府は将来の課題にむけた財政余力を確保し，財政の健全性に配慮し，将来に備えている。

○　記録的な規模の投資による刺激策によって，連邦政府は将来の生産能力及びイノベーション能力を強化し，国家の近代化を促進。2023年度予算まで毎年396億ユーロを投資の基準値として計上し，特にインフラ，教育，住居建設，研究開発に予算投入。2020年度から2030年度までの合計で

【表８．ドイツ2023年までの中期財政計画】（※ドイツの会計年度は毎年１月～12月）

	2019年（成立予算）	2020年（予算案基準値）	2021年（計画）	2022年（計画）	2023年（計画）
歳出	3,564	3,626	3,661	3,718	3,751
（前年比）	＋2.4	＋1.7	＋1.0	＋1.6	＋0.9
歳入（うち税収）	3,564（3,255）	3,626（3,286）	3,661（3,375）	3,718（3,488）	3,751（3,602）

（出典）ドイツ連邦財務省　　単位：億ユーロ

子育て世代負担軽減法			
助成の種類	2018年	2019年	2020年
ゼロ税率適用限度額	9,000ユーロ	9,168ユーロ	9,408ユーロ
児童控除額※	7,428ユーロ	7,620ユーロ	7,812ユーロ
児童手当（月額。第一子及び第二子）	194ユーロ	204ユーロ	204ユーロ
児童手当（月額。第三子）	200ユーロ	210ユーロ	210ユーロ
児童手当（月額。第四子以降）	225ユーロ	235ユーロ	235ユーロ

※　保育及び養育または教育のための控除額を含む。

1,580億ユーロ以上となる。これにより，連邦政府は，長期的な経済成長への軌道を確固たるものとし，明日の繁栄のための基盤を強化。

○　特に，デジタル化の未来を形成することに配慮。学校のデジタル化に向けて，少なくとも55億ユーロを振り向け，連邦政府は50億ユーロを支出。AIについては，2025年度までの合計で30ユーロを予定。また，今年中に研究開発支援税制を実行に移し，それにより追加的にイノベーションを刺激。

○　独は国際社会における責任にも配慮。そのため，国防予算について，既に始まっている「傾向転換」を継続。2023年まで33億ユーロを計上し，2020年予算におけるNATO基準による国防費対GDP比は1.37％へ上昇（2019年度：1.35％）。同時にODA予算については，2020年から2030年の間，51億規模を増額。これにより，ODA供与国世界第２位を維持できる見込み。

○　2021年度に予定している児童手当及び児童控除の更なる引上げ，保育料金の軽減，保育士供給の改善により低中所得の家庭を支援。2020年度には，所得税の「冷たい累進」を緩和し，2021年度には納税者の90％に対する連帯付加税の撤廃を実施。これらの減税については，2021年度以降で毎年250億ユーロ以上の減税額となる見込み。これは足下の約10年で最大の減税規模。

○　同時に，手ごろな価格の住宅供給や不動産購入時に支払われる住居児童手当を通じて家計を支援。良好な教育の機会をすべての人に与えるため，教育分野に追加的に予算計上。社会的な労働市場を作り出すことによって，長期失業者があらたな仕事を見つけられる可能性を高める。

○　国内治安についても，これまでにない額を計上し，警察や税関を強化。

（注）基準値とは，予算編成の前に，閣議決定によって示される予算案の歳出・歳入の上限値のこと。

Ⅱ．税制改正の内容

2019年５月９日，独財務省は来年度の税収見積もりを公表した。政府のすべてのレベルにおいて，2023年度まで税収は伸びていく一方，2018年秋（11月）の税収見積もりと比べ，連邦・州・市町村の税収増の規模は小さくなった。税収見積もりの下方修正については，大きく２つの要因が分析されている。一つ目の要因は，貿易紛争やBrexitを巡る議論を背景とした世界貿易の不確実性が今年の経済成長を下押ししていることであり，二つ目の要因は，家族強化法や「冷たい累進」の緩和といった税負担軽減策等連邦政府が実行に移した施策によって，税収が減少していることである。

2019年においては「家計負担軽減法」や「プラットフォーム事業者に対する利用者の情報提供及び未納の付加価値税納付義務」等を含めた税制改正により，連邦全体で2018年11月に行われた税収見積もりと比べ，50億ユーロの税収減が生じる見込みである。以下，2019年において行われる税制改正に関して主な内容を記述する。

１．家計負担軽減法：児童控除，児童手当の拡充

2018年６月27日，内閣は「家計負担軽減法」と題して，ゼロ税率適用限度額，児童控除額および児童手当の引上げを閣議決定した。2017年及び2018年においては「EU行政協力指令の改正並びに利益の節減および移転に対するその他の措置の実施のための法律」の下，同様の「子育て世帯に対する給付パッケージ」が施行されており，今回の法案もそれに引き続く形で2019年と2020年のゼロ税率適用限度額，児童控除額及び児童手当助成額を拡充しており，「冷たい累進」緩和への対策ともなっている。各種助成額の推移は以下の通り。な

お，ドイツにおいては児童控除と児童手当はいずれか有利な方が選択適用される。

２．プラットフォーム事業者に対する利用者の情報提供及び未納の付加価値税納付義務

2018年８月１日，オンライン取引にかかる付加価値税の脱税撲滅に向けた法案が閣議決定された。2019年以降，電子的な売買取引プラットフォームを運営する事業者は，税務当局の調査を可能にするため，利用者（売り手）にかかる一定のデータを捕捉することが義務付けられる。さらに，当プラットフォーム上で行われた取引によって発生する付加価値税のうち，納税されていない部分については，当該プラットフォームの運営者が責任を負わなければならないとされた。

とりわけ，第三国に所在し，ドイツにおいて税制上登録されていない企業はドイツ国内で行われた電子的な取引における付加価値税を納付しておらず，税務上の義務に違反していると連邦会計検査院より指摘されていた。また，EUレベルにおいては，オンライン取引市場運営者の納税義務及び取引記録の保管義務の新設を内容とするEU指令がすでに採択され，2021年からの施行が加盟国に求められているところである。

当該法案の要点は二つである。

①電子的な売買取引プラットフォームを運営する全ての者は，利用者（売り手）にかかる一定のデータ（特に，氏名，住所，発送先・納入先住所，日時，売上高）を捕捉しなければならない。

②プラットフォーム運営者は当該プラットフォーム上での取引から生じる付加価値税のうち，納付されなかったものについては負担しなければならない。プラットフォーム事業者が所定の記録義務を果たしている場合又は租税に不誠実な利用者（売り手）を排除した場合はその義務は免除される。

３．企業年金への保護の強化

2018年よりドイツにおいては，主に中小企業において企業年金の普及をより進めるため企業年金強化法が施行されている。2018年においては，拠出額の上限の引上げ（社会保障拠出限度額の４％→８％）や労使協約における新DC型企業年金の創設，及び当新DC型企業年金への従業員拠出に対する事業者の15％分の拠出義務が創設された。

４．その他

上記のほか，以下の点において制度の変更等が行われる予定。

○　社用電気自動車等の私的利用に税制優遇

原則として，社用車の私的利用は原則として車体価格の１％が収入として認定され，従業員の所得として課税される。電気自動車等の利用を推進するため，2018年から2022年の期間中に購入もしくは貸与された電気自動車及びプラグインハイブリット自動車は半額のみが課税される。

○　社用電動自転車の譲渡等へ税制優遇の拡充

従来環境に優しい電気自転車の利用を推進するため，会社より貸与される電気自転車に対し税制免除を適用してきた。今後，会社より譲与もしくは廉価で提供された電動自転車に対しても同様に，税制免除を拡充する。

○　投資信託に対して概算課税ベースによる金融所得課税の前納

一般的に投資信託より配当を得た時には配当益に対して課税がなされる。しかし，多くの場合において，配当益は投資信託において再投資され，直接投資と比して優遇されている。そのため，連邦政府は2018年より投資信託に対して，概算課税ベースを設定し，本来発生する金融所得課税の税額を前納させることとした。当該課税ベースはリスクフリーレートをもとに算定され，2018年における概算課税ベースは投資額の0.609％である。仮に100ユーロの残高があれば，0.61ユーロが課税ベースとして認定，0.15ユーロ課税される。2019年より銀行口座より引落としの形で前納が開始された。

Ⅴ．フランス

Ⅰ．近年の税制改正等をとりまく環境

１．政治

2017年４・５月の大統領選挙の結果，エマニュエル・マクロン前経済相が第五共和制第８代大統領に就任した。

マクロン大統領は，共和党（右派）からフィリップ首相を指名し，左派，中道，右派，環境主義者といった政治的多様性を考慮しつつ，男女同数，民間から半数を登用した内閣を任命した。同年６月の国民議会選では，「共和国前進」が単独で過半数を獲得した。マクロン大統領は，高失業率の改善や経済活性化を目的に，法人税率引下げや労働法制の改正を目指し，公共投資を促進する一方，歳出削減も行うことで，財政規律の確保も図る意向を示した。しかし，労働法制の改正や住宅補助手当の削減が国民の支持を得られず，大統領自身の強権的姿勢も相まって，９月の上院議会選挙では，与党の「共和国前進」は改選前議席を割り込んだ。2017年末にかけ，支持率は50％近くまで回復したものの，その後支持率は低下し，2018年２月，３月の国民議会の補欠選挙では「共和国前進」は不調な結果に終わった。

マクロン大統領の就任以降，歳出削減を含む痛みを伴う改革や，富裕層・大都市を優遇しているとの批判から支持率は低下した。2018年11月以降燃料税引上げ計画への抗議に端を発して始まった「黄色のベスト運動」などで低下に拍車がかかり，2019年４月下旬には国民討論会の結果を踏まえた新たな減税策等を発表するも，デモ活動は収束していない。また，2018年予算法からの流れを引き継ぎ，2019年予算法案において唯一の主たる増税項目であった軽油・ガソリン等の燃料税引上げについては，燃料価格高騰（10月半ばの最上昇時で昨

【表９．フランス実質GDP成長率等の予測】

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018E	2019E
実質GDP成長率	2.2%	0.3%	0.6%	1.0%	1.1%	1.2%	2.2%	1.5%	1.3%
インフレ率	2.3%	2.2%	1.0%	0.6%	0.1%	0.3%	1.2%	2.1%	1.3%
失業率	9.2%	9.8%	10.3%	10.3%	10.4%	10.1%	9.4%	9.1%	8.8%
経常収支	▲0.9%	▲1.0%	▲0.5%	▲1.0%	▲0.4%	▲0.8%	▲0.6%	▲0.7%	▲0.4%
財政収支	▲5.2%	▲5.0%	▲4.1%	▲3.9%	▲3.6%	▲3.4%	▲2.7%	▲2.6%	▲3.3%
基礎的財政収支	▲2.6%	▲2.5%	▲1.9%	▲1.9%	▲1.8%	▲1.7%	▲1.0%	▲0.9%	▲1.7%
公的債務残高	87.8%	90.6%	93.4%	94.9%	95.6%	96.6%	98.5%	98.6%	99.2%

（出典）IMF World Economic Outlook（2019年４月）
※実質GDP成長率，インフレ率は前年比，その他は全て対GDP比（失業率を除く）。
※財政収支，基礎的財政収支，公的債務残高の数値は2018年以降推計値。その他は2019年以降が推計値。

年末より軽油19%，ガソリン12%の上昇）が引き金となり，家計を直撃する地方生活者・低所得者層が反発し大規模なデモに発展した結果，2018年予算法において決定され来年１月に予定されていた分から，引上げが延期されることとなった。さらに，「黄色のベスト運動」対処のため，マクロン大統領は，ガソリン・軽油等の燃料税の2019年の増税撤回に加え，国民の収入を増やす購買力向上対策を表明し，それを具体化した「経済社会緊急対策法案」が可決。しかしながら当該法に規定する対策にすべての財源措置がなされているわけではなく，2019年予算法においても，軽油・ガソリン等の燃料税の他，一部のマイナーな修正がなされたのみ。経済社会緊急対策法が示していた，大企業向け法人税率引下げの一年延期やデジタル課税の導入は2019年予算法には法制化されていない。

２．経済

2019年４月のIMF World Economic Outlookによれば，2019年の実質GDP成長率は1.3%（2019年１月時点から▲0.2%）と予想されている。金融危機等の影響により，2008年半ばから景気が悪化し，その後持ち直したものの，欧州債務問題の深刻化に伴い低成長が継続した。その後，世界経済の回復等を背景に，内需，特に個人消費が主導する形で，堅調な成長が続いている。また，インフレ率は，2014年以降１%を切る水準で推移していたが，2017年以降は，再び１%を超える数値になると推計されている。他方で，失業率は10%前後と，ユーロ圏と比べて依然として高く，特に若年層の失業率が高い水準で推移している。

３．財政

2019年予算法（マクロン政権２回目の予算法）は，2019年の財政赤字対GDP比について，2018年の▲2.7%から▲3.2%への悪化を見込んでおり，ユーロ加盟国に課されている財政赤字対GDP比のEU目標（▲３%以下）を達成できない。ただし，2018年分税額控除と2019年分社会保険料軽減が2019年に集中する単年度特殊要因（▲0.9%分の悪化）があるため，「実力の財政赤字は▲2.3%」（＝欧州の３%基準を満たす）と仏政府は説明。また，租税関連措置では，内閣提出予算法案においては，家計向けでは合計60億ユーロの負担減，企業向けでは合計188億ユーロの負担減，合計248億ユーロの国民負担減となる予定であったが，下記記載の燃料税の増税撤回等により，さらに40億程度減税となり，合計287億ユーロ程度の減税の見込み。

Ⅱ．税制改正の内容

１．概要

全体的に大幅な減税（対GDP比約0.9%）だが，内容を詳しくみると，大部分の措置は2018年以前の予算法で決まっていた措置であり，2019年予算法案による新たな措置だけを見れば，家計への影響額は１億ユーロ減，企業への影響額は23億ユーロ増となる。また，2019年度限りの一時的な負担軽減による減税効果が大きい（例：「競争力と雇用のための税額控除（CICE）」（法人税等）の廃止に伴う社会保険料軽減措置の結果，204億ユーロ減等）。さらに，住居税など減税を約束したものの，代替財源が示されないままの税も存在する。

また，2018年予算法からの流れを引き継ぎ，2019年予算法案において唯一の主たる増税項目であった軽油・ガソリン等の燃料税引上げについては，燃料価格高騰（10月半ばの最上昇時で昨年末より軽油19%，ガソリン12%の上昇）が引き金となり，家計を直撃する地方生活者・低所得者層が反発し大規模なデモに発展した結果，2018年予算法において決定され来年１月に予定されていた分から，引き上げが延期されることとなった。

さらに，「黄色のベスト運動」対処のため，マクロン大統領は，ガソリン・軽油等の燃料税の2019年の増税撤回に加え，国民の収入を増やす購買力向上対策を表明し，それを具体化した「経済社会緊急対策法案」が可決した。同法案では，年末ボーナスへの課税・社会保険料免除，残業手当への課税免除，一部退職者への一般社会税の増税撤回，最低賃金の一月あたり100ユーロの引上げ等について規定されたものの，全ての対策及び財源措置を網羅していない。

現行	2018年（予定）	2019年（予定）
○　賃金総額が法定最低賃金(注)の2.5倍以下の労働者を対象に，賃金総額の７％を税額控除	○　賃金総額が法定最低賃金の2.5倍以下の労働者を対象に，賃金総額の６％を税額控除	○　税額控除は廃止 ○　賃金総額が法定最低賃金の2.5倍以下の労働者を対象に，社会保険料（疾病保険料）の雇用者負担分を６％削減 ○　賃金総額が法定最低賃金の1.6倍以下の労働者を対象に，失業保険と補足的年金の保険料の雇用者負担分をさらに削減 ※　賃金総額が法定最低賃金と同額の雇用者について，社会保険料の雇用者負担分は9.9％削減。
2018年の法人税額に反映	2019年の法人税額に反映	2019年の社会保険料から反映

（注）2018年現在，フランスにおける法定最低賃金は，時間当たり9.88ユーロ（1,265円）である。法定労働時間（年1,820時間）働いた場合，年間最低法定賃金は，9.88（ユーロ）×1,820（時間）＝17,982（ユーロ）より，17,982ユーロ（230.2万円）となる。なお，年間法定最低賃金の2.5倍の額は44,954ユーロ（575.4万円），年間最低法定賃金の1.6倍の額は28,771ユーロ（368.3万円）である。

また，「経済社会緊急対策法案」の財源にも活用すべく，2018年末に政府から実施する方針が示されていたデジタル課税については，その後，2019年３月にデジタル大企業課税法案が閣議後，議会に提出され，仏ル・メール経済財務大臣の会見とともにその概要資料が公表された。同法案は「企業成長転換行動計画法案」として，５月に上院を通過した。

２．主な税制関係の改正事項

＜歳入の増減収に一時的な影響を及ぼす改正＞

⑴「競争力と雇用のための税額控除（CICE）」（法人税等）の廃止に伴う社会保険料軽減措置（2018年予算法で規定）

【減収額（2019年分）：▲204億ユーロ（２兆6,316億円）】

・競争力と雇用のための税額控除とは，労働コストの削減による企業の競争力の向上を目的に，一定の労働者に対する支払賃金総額の一定割合（現行：７％）を，法人税（企業）又は所得税（個人事業者）から控除する措置。2012年修正予算法にて規定された。税額控除の効果は給与を支払った次の年度に現れるため，給与の支払時期とのずれが問題となっている。そこで，社会保険料軽減措置へ移行することにより，迅速に金融効果を生み出すことで，企業のキャッシュフローを改善するために，当該改正を行う。

・2018年予算法においては，2018年の控除割合を引き下げた（７％→６％）。

・2019年予算法において，税額控除としてのCICEは廃止され，給与の支払と同じ年に恩恵を受けられる雇用者の社会保障負担等の軽減措置が創設された。なお，これらの措置の詳細については次項の表参照。

・控除の廃止は，翌年度の法人税額に反映されるため，2019年予算法案においては，2018年改正の控除割合の引下げ効果（1.43億ユーロ）及び，社会保障負担の軽減（▲205ユーロ）の合計により，一時的に大幅な減収（▲204億ユーロ）となっている。

⑵　法人税の予納制度における５回目（最終回）納付額の増額

【増収額（2019年分）：＋15億ユーロ（1,935億円）】

・企業の最終的な税負担を増加することなく，2019年の財政収支目標を遵守するために，最終回の納付額を計算する際に使用される見積もり法人税額の割合を以下のとおり増加する。

売上高2.5億ユーロ～10億ユーロの企業：80％→95％

売上高10億ユーロ～50億ユーロの企業：90％→98％

なお，売上高50億ユーロ以上の企業については，98％のまま変更されない。

⑶　一般社会税（CSG）の税率引上げに伴う各種保険料被用者負担分の廃止と低所得退職者に対する一般社会税の減税

【減収額（2019年分）：▲44億ユーロ（5,676億円）】

・フランスには，社会保障の財源として，一般社会税（CSG）や社会保障債務返済税（CRDS），社会税（金融所得に対して課される税）がある。

・一般社会税は，ほぼ全ての所得を課税対象とする社会保障目的の税。税率は所得の種類により異なり，一般社会税の税額の一定割合は所得税の課税所得から控除可能。

・2018年１月から，給与所得者の社会保障負担の軽減によって国民の購買力を高めるため，その財源として，給与所得・資本所得・年金等の代替的所得に係る一般社会税の税率を1.7％引上げ。税率引上げ分の税額は所得税の課税所得から全額控除が可能。

所得の種類	2017年のCSGの税率	2018年からのCSGの税率
給与所得	7.5％ ※うち，5.1％分は所得控除可能	9.2％ ※うち，6.8％分は所得控除可能
代替的所得（年金等）	6.6％(注) ※うち，4.2％分は所得控除可能	8.3％ ※うち，5.9％分は所得控除可能
資本所得	8.2％ ※うち，5.1％分は所得控除可能	9.9％ ※うち，6.8％分は所得控除可能

（注１）失業手当・保険金等については，6.2％のまま変更なし。

（注２）年金について，参照課税所得が11,018ユーロ（家族除数１の場合。以後除数が0.5増えるたびに2,942ユーロを加算。）未満の世帯は免税となり，参照課税所得が11,018ユーロ以上14,404ユーロ未満（家族除数１の場合。以後除数が0.5増えるたびに3,846ユーロを加算。）の世帯には3.8％の軽減税率が適用される。今回の改正では，標準税率が適用される下限所得にある世帯の負担率の上昇を軽減するため，2019年１月１日より，前々課税年度における課税所得が，課税年度の軽減税率が適用される参照課税所得の上限未満である場合，一般社会税について以下の表のとおり減税する。なお，参照課税所得は，所得税の課税所得に一定の所得控除等による控除額を加算したもの。加えて，12月21日に可決した経済社会緊急対策法において，年金額がネットで2,000ユーロ／月（単身者で年金以外の収入がない場合）を下回る場合には，2019年以降この引上げを適用しないこととされた。

年	ゼロ税率	軽減税率	標準税率
税率	免税	3.8%	8.3%
税率（減税適用）	免税	免税	2.4%

・税率引上げによる増収分は，失業保険料（給与所得の2.4％）・疾病保険料（給与所得の0.75％）の被用者負担分の廃止による減収分の財源に充当。なお，2018年１月に給与所得に対する保険料率を2.25％引下げ，2018年10月に残りの0.9％分を引き下げた。

・税率引上げが2018年初に一度に実施される一方，引上げによる増収分を財源とする失業保険料・疾病保険料の被用者負担分の廃止は2018年に２段階に分けて行われるため，2018年には44億ユーロの負担増（増収），2019年には41億ユーロの負担減（減収）となる見込み。

＜2019年に反映される主な税制改正（2018年以前の予算法で規定）＞

＜所得税関連＞

⑴　源泉徴収制度の導入

・従来，全ての所得税の課税対象者が所得税の申告を行うことで，税務当局が把握した当年度の所得に課される所得税を，納税者が翌年度に納付していた。2019年１月より所得税の源泉徴収制度が導入され，このタイミングのずれを解消し，納税者の世帯の所得状況や担税力に影響を及ぼし得る事情（失業，出生，離婚等）に変更が生じた場合に，これらが税額に迅速に反映される。

（注）給与所得のほか，独立事業者の勤労所得，不動産所得，年金所得等が源泉徴収の対象となる。ただし，個人が雇用者であるヘルパーやベビーシッター等への源泉徴収制度の導入は，2020年１月に開始される。

＜法人税関連＞

⑵　住居税の２回目の税額廃止

【減収額（2019年分）：▲38億ユーロ（4,902億円）】

・住居税とは，住居の占有者に課される地方税で，課税標準は土地台帳に記載されている賃貸価格。税率は各地方自治体が決定する（平均税率（2014年）：16.15％）。

・マクロン政権は，国民の購買力を高めるため，参照課税所得が一定以下の世帯を対象に，2018年から３年間で主たる住居に係る住居税を段階的に廃止する。2020年には，全国民の８割が住居税の支払義務者ではなくなる見通し。段階的廃止のスケジュールは下表のとおり。

・減税後の地方税収をどのように補てんするかについては，定まっておらず，現在様々な議論がなされているが，国税による補てんが必要であり，政府は地方公共団体に対し，減収額を国が補てんすると約束しているが，具体的な提案はなされていない（注１）。

2018年（現行）	2019年（予定）	2020年（予定）
住居税額の30％を廃止。32億ユーロの減収の見込み。	住居税額の累計65％を廃止。累計70億ユーロの減収の見込み。	住居税額の累計100％を廃止。累計101億ユーロの減収の見込み。

・当該措置の対象となる世帯の参照課税所得の額については，下表の通り。

独身子０人	27,000ユーロ	夫婦子０人	43,000ユーロ
独身子１人	43,000ユーロ	夫婦子１人	49,000ユーロ
独身子２人	49,000ユーロ	夫婦子２人	55,000ユーロ

※これ以降，家族除数（注２）が0.5増えるごとに，上限額は6,000ユーロ増える。

（注１）国税による補てんの候補として付加価値税（標準税率20％）があがっている。

・付加価値税収（2016年時点）：1,967.22億ユーロ

・還付等が行われた後の付加価値税収（2016年時点）：1,444億ユーロ（税収全体の７％が地方税に振り分けられるイメージ）

（注２）家族除数とは，所得税の算出の際に用いられる除数。フランスでは所得税の算出にＮ分Ｎ乗方式が取られており，所得控除後の課税所得を家族除数（Ｎ）で除し，その額に税率表を適用して家族除数１あたりの所得税額を算出した後，再び家族除数（Ｎ）を乗ずることで世帯全体の所得税額を算出する。単身者世帯の家族除数は１，独身子１人の世帯の家族除数は２，夫婦子０人の世帯の家族除数は２，夫婦子１人の世帯の家族除数は2.5で，それ以降は子が１人増えるごとに家族除数は0.5増える。

⑶　法人税率の引下げ

【減収額：▲24億ユーロ（3,096億円）】

・2018予算で法人税率につき，現行の33.33％を2019年初から31％に引き下げることとしていた。これについては2019年予算法では修正がなされていないが，先の「黄色のベスト運動」を受けたマクロン大統領が発表した「経済社会緊急対策」においては，財源確保のために，売上高2.5億ユーロ超の大規模法人に対しては，これを一年延期することを表明（延期により減収額24億ユーロのうち，18億ユーロ程度を延期して他の財源として確保する予定）。今後，どのように法制化するかは未定となっている。

＜2019年に反映される主な税制改正（予算法以外の法律で規定）＞

⑴　デジタル課税の導入について

【増収額：早期に５億ユーロに到達見込み】

・EUレベルで年内合意が見送られた中，経済財務大臣は広告・プラットフォーム・データ販売収入に３％で課税するフランス独自の課税を2019年１月１日から導入すると表明したが，予算法での手当てはなし。「企業成長転換行動計画法案」が５月に上院を通過した。電子商取引による全世

界売上が7.5億ユーロ超かつフランス国内での売上が2,500万ユーロ超の巨大企業に対し，デジタル活動による国内売上高に３％の税率で課税する。